

検討委員会は、事業者による不当な勧誘行為、不利益をもたらす契約条項の使用、不適切な表示・広告に対しそれらをやめるよう申入れる活動を行っています。申入れ活動は当団体のホームページに掲載しています。なお、今回2022年に終了したレンタカー会社に対する事例が、消費者団体訴訟制度事例集にも掲載されることが決まりました。

検討委員会

皆さまからの情報提供により、不当な規約・約款などが改善されました。詳細はHPをご覧ください。（2025年3月～2026年2月28日現在）

| 事業者 | 概要 |
|----------------------------------|--|
| 三興開発 (不動産賃貸契約) | 2023年から継続の案件です。「アパートの退去時に身に覚えのない修理代を請求された。契約の内容があまりにも一方的だ」との情報があり、借主が一方的に不利と思われる原状回復義務など不動産賃貸契約の21に及ぶ条項の削除ないし修正を申入れると、事業者からは不備と思われる新しい契約書が2回届きました。再々々申入れを行い3回目に申入れに沿った契約書が提出され、修正内容を確認し2025年10月17日付で終了通知を送付しました。 ※この案件は消費者スマイル基金より2025年度助成金の対象となりました。 |
| 株式会社 レッドバロン (バイク専門店) | 引き渡し予定日より10日を経過した場合、事業者は契約解除できる条項。商品を確認し引渡し以降、契約内容が適合しない場合でも消費者が異議を述べることを制限する条項。品質保証の適用除外事項について事業者の責任は免除するなどの条項の削除ないしは修正を求めました。2025年10月、事業者より改訂規約が届きかけたが、下取車の査定について追加修正を再申入れしました。事業者から、2026年春からその個所も修正した改訂版「売買契約書」を運用開始すると報告があり、12月19日付で終了通知を送りました。 |
| Peach Aviation 株式会社 (格安航空) | 継続の案件です。会社に過失がある場合の損害賠償まで免除する条項や未成年者などの取消に応じない条項について、2025年8月に再申入れしました。しかし、「自社や社員の重過失は想定していない」や「取消事由がある場合、約款に関わらず取り消しを行い返金する」など回答が届きました。今後の対応を検討中です。 |
| 株式会社THE RICH (ヘアケア製品) | 定期購入の解約時期についての情報提供がありました。2月20日、商品の再配達2回目以降は再配達せず返金もしない条項。不良品の際、7日以内に連絡後7日以内に返送し内容物の残量により代替品及び苦情品の返品はしないない条項。申込の解除を認めない条項。不利益や損害が発生しても一切の責任は負わない条項については是正を申入れ、中途解約条件については内容が不明のため問合せをしました。回答を待っています。 |

情報提供のお願い

不当契約・不当解約拒否・不当勧誘などの
消費者トラブルや被害情報をお寄せください

ニュースレターの発行が年1回になってしまい、申し訳ありません。
1年分の内容となってしまいましたことお許しく下さい。次回は秋に発行する予定です。

新潟県受託事業「2025年度 消費者志向経営普及啓発セミナー」のご報告

新潟県受託事業「消費者志向経営普及啓発セミナー」を2回開催しました。

『事業者と消費者でつくるグリーンな消費 ～ほんとうのエコを語ろう～』

会場：新潟日報メディアシップ日報ホール

第1回 10/9 (木) 13:30~16:00
テーマ 「グリーン志向消費って何？」
(参加者：会場 40名 Web 20名 計60名)

第2回 12/16 (火) 13:30~16:00
テーマ 「持続可能な社会への選択」
(参加者：会場 31名 Web 13名 計44名)

※詳細は報告書をご覧ください

2025年度 消費生活に関する学習会のご報告

(参加者：会場18名 Web16名 計34名)

- ◆日時：2025年11月11日 (火) 13:30~15:30 会場：勤労福祉会館2階研修室
- ◆今すぐ始める！ 気づいて守ろう ネットのワナ！！
- ◆講師：株式会社ラック サイバー・グリッド・ジャパンICT利用環境啓発支援室
新潟県警察サイバー犯罪対策アドバイザー 落合 博幸 氏

ネットによくある”ダークパターン”(だましの仕掛け)の手口を紹介いただきました。注意するコツだけでなく、身を守るためのスクリーンショットの操作方法を各自の端末で教えていただき、他の講座や学習会ではそこまで教えてもらえないと好評でした。

活動委員会

活動委員会では、消費者の目線で、消費者の誤解を招きかけない広告などについて事業者にお問い合わせしたり、分かりやすい表現に変えてもらえるように任意の要望をしています。活動は2か月に1回です。

- 2025年3月、指定医薬部外品である足の消毒剤の新聞広告について検討しました。4月、事業者に次の点を質問しました。
 - 1, HPには返品の条件があるのに新聞に記載がないのではないか。
 - 2, HPと新聞では一番お得なコースが違っている。
 - 3, N01表示の商品は違うのではないか。
 - 4・5, 効能効果の表現について紛らわしいのではないか。5月、事業者から回答
 - 1, 新聞広告は説明不足であり、今後出稿を控える。
 - 2, HPの表示は修正漏れだったため修正し再発防止に努める。
 - 3, 従来品のN01表示だったので今後一切表示しない。
 - 4・5, 誤解のないよう修正する。
- 9月から、軟骨成分のすり減りを抑制する機能性表示食品の新聞広告について検討しました。10月、事業者に次の点を質問しました。
 - 1, 高品質とは何か。
 - 2, 文部科学大臣賞受賞・農林水産大臣賞受賞とは、この製品が受賞したという意味か。
 - 3, 1回限りか定期購入か説明はあるか。11月、事業者より回答
 - 1, 含まれる成分が高品質である旨の説明
 - 2, 成分が受賞しておりこの製品の受賞ではない。誤解を招かないよう表現を検討する
 - 3, 1回限りの購入も可能だが、販売形態について明確に記載するよう改善する。

どちらも、
広告の修正ないし
改善すると
の回答をいただきました

総会日程
のおしらせ

日時 2026年6月20日 (土) 13:30~14:30
会場 勤労福祉会館2階 研修室

詳細は、後日
ご案内いたします